

令和6年9月 住之江工場の月間運転状況

号炉	炉別焼却量 (単位：トン)	合計焼却量 (単位：トン)	燃焼室ガス温度 (1か月の平均) (単位：℃) ※1	集じん器前ガス温度 (1か月の平均) (単位：℃) ※2	排ガス中のCO濃度 (1か月の平均) (O2 12%換算) (単位：ppm) ※3
1号炉	5,976.71	11,962.67	986	160	5
2号炉	5,985.96		989	161	8

※1 燃焼室ガス温度の測定位置は、燃焼室の上部です。

※2 集じん器前ガス温度の測定位置は、ろ過式集じん器前です。

※3 排ガス中のCO濃度の測定位置は、触媒脱硝装置出口です。

令和6年9月 住之江工場のばいじんの除去作業状況

号炉	作業日	作業内容
1号炉	1日～30日	ボイラーストブロー（2回/日）
2号炉	1日～30日	ボイラーストブロー（2回/日）

令和6年度 住之江工場の排ガス測定結果

排ガス測定結果

項目	単位	排出基準 (管理値)	測定炉	測定結果			
				測定値	採取日	結果の得られた日	測定値
排ガス中の塩化水素濃度 (O ₂ 12%換算)	mg/m ³ N	16.27	1号炉	測定値	0.355	0.401	0.486
				採取日	令和6年4月17日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日
			2号炉	測定値	0.273	0.406	0.412
				採取日	令和6年4月18日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日
排ガス中の硫黄酸化物量	m ³ /h	0.804	1号炉	測定値	0.0067	0.0100	0.0099
				採取日	令和6年4月17日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日
			2号炉	測定値	0.0065	0.0062	0.0095
				採取日	令和6年4月18日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日
合計				0.0132	0.0162	0.0194	
排ガス中の窒素酸化物量	m ³ /h	2.008	1号炉	測定値	0.437	0.300	0.494
				採取日	令和6年4月17日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日
			2号炉	測定値	0.589	0.281	0.697
				採取日	令和6年4月18日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日
合計				1.026	0.581	1.191	
排ガス中の窒素酸化物濃度 (O ₂ 12%換算)	ppm	20	1号炉	測定値	7.7	5.16	9.12
				採取日	令和6年4月17日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日
			2号炉	測定値	9.82	5.23	12.94
				採取日	令和6年4月18日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日
排ガス中のばいじん濃度 (O ₂ 12%換算)	g/m ³ N	0.01	1号炉	測定値	0.0006	0.0006	0.0006
				採取日	令和6年4月17日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日
			2号炉	測定値	0.0006	0.0006	0.0006
				採取日	令和6年4月18日	令和6年6月19日	令和6年8月8日
				結果の得られた日	令和6年5月10日	令和6年7月8日	令和6年8月30日

※₁ 定量下限（各項目の分析方法において、正確に量の把握ができる最小の量または濃度）未満であることを表しています。

※₂ いずれかの炉の測定結果が定量下限未満であるため、正確な量の把握ができないことを表しています。

排ガス採取位置：排ガスの採取位置は煙突です。

O₂ 12%換算：関係法令により、廃棄物焼却炉においては、酸素濃度12%の状態に補正した濃度とするよう定められています。

m³N（立方メートルノルマル）：0℃1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位。

排出基準：大気汚染防止法に基づいています。

管理値：工場周辺環境に及ぼす影響を低減させるため、法律等に基づく排出基準とは別に、定めた値であり、この値を上回らないよう日々の運転管理に努めています。

